

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百九十一号

豚熱のまん延を防止するため、埼玉県家畜伝染病予防法施行細則（昭和二十八年埼玉県規則第三十三号）第四条の規定により、次のとおり家畜等の移動及び移出を制限する。

令和三年十二月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 制限する家畜等

豚及びその死体並びに豚熱の病原体を拡散するおそれがある物品

二 制限する期間

令和三年十二月二十五日から当分の間

三 制限する区域

令和三年埼玉県告示第千三百九十号（患畜等の届出の公示）により公示した豚熱の疑似患畜の発生場所